

令和8年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 日 時 令和8年6月5日（金） 午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2

3 出席委員 板倉 眞介、小林 憲、金原 孝典、溝口 孝、野々山浩司、
水野 恒俊、三浦 敦子、若山 敏美
欠席委員 神谷 敦仁、秋津佐智恵
事務局 増野 隆、高橋 遼、水越 裕介、田中友二郎
傍聴者 なし

4 協議ならびに連絡事項

（1）岡崎市におけるいじめの実態について【高橋 遼（事務局）】

- ・令和7年度に各小中学校が認知したいじめの件数は、令和6年度より大きく減少している。
- ・件数の減少は、各校における未然防止の取組の成果の一面として受け止めることができる一方で、いじめが潜在化していないか、子供の SOS を見逃していないかという視点を常にもつ必要性を改めて感じている。引き続き「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しゼロ」を目指して、積極的な認知と丁寧な対応を徹底していく必要がある。
- ・いじめの発見のきっかけとして最も多かったものは、アンケートによるものである。生活アンケートが、子供が直接訴えることが難しい事案を把握する上で、大変有効であることが確認できた。今後も、学校や子供たちの実態に応じて質問項目や実施方法を見直すとともに、アンケートへの記載内容を確実に確認し、必要に応じて速やかに聞き取りや教育相談につなげていくことが重要である。
- ・いじめを受けている子供が、アンケートに記入したり、その後の聞き取りで自分の思いを話したりするためには、「先生に話しても大丈夫だ」「自分の思いを受け止めてもらえる」という信頼関係や安心感が不可欠である。そのため、日頃から子供と教師との信頼関係を築いておくことが、いじめの早期発見に欠かせない基盤となる。
- ・担任が気付いたことによって発見された事案は少数であったが、子供の表情や交友関係、授業中や休み時間の様子、欠席や遅刻の状況など、日々の小さな変化を教師が見取ることによって把握された事案が一定数ある。いじめは、子供からの訴えやアンケートへの記載を待つだけでは、見逃してしまう場合がある。だからこそ、担任を中心に、学年や学校全体で子供の様子を多面的に見取り、気になる変化を教職員間で共有することが重要であると考えます。

(2) 令和7年度いじめ対策事業の結果と今後の取組について

〈岡崎市のいじめ対策事業〉

① 岡崎市のいじめ防止等のための取組について【高橋 遼（事務局）】

- ・平成28年6月に「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が制定されたことを受け、平成29年6月に、教育委員会学校指導課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げた。また、いじめ防止のための対策推進について調査・審議する機関として、教育委員会教育政策課を所管とする「岡崎市いじめ問題対策委員会」がある。さらに、重大事態と認める案件があり、調査報告を市長に行った後、市長の判断により再調査が必要となった場合には、こども部こども家庭センターの所管による「岡崎市いじめ問題再調査委員会」で再調査が行われることとなっている。
- ・令和3年1月には、いじめ防止に向けた10の取組「STOP the いじめ アクションプラン」を策定した。昨年度4月には、生活アンケートに加えて「心のアンケート」を実施することや、WEBQUのより効果的な活用方法を追記した改訂版を作成・配付した。また、アクション3の「教育委員会の体制強化」については、今年度、「いじめ対応支援チーム」から「子供問題支援チーム」へと名称を改め、いじめ問題を含め、幅広く子供に関するトラブル等に対し、教育委員会として適切な指導や助言ができる体制を常に整えた。
- ・「STOP the いじめ アクションプラン」に係る令和7年度の自己評価のうち、特筆すべき成果と課題について説明する。成果としてまず挙げられるのは、各校における組織的な対応体制が定着してきたことである。アクション5の「いじめ対策委員会の強化」では、議事録の作成・保管、いじめ発生時の機動的・効果的な開催等について、いずれの項目も全ての学校が「実施した」と回答している。
- ・早期発見や児童生徒理解につながる取組についても、一定の成果が見られる。アクション6の「生活アンケートの見直し」では、全ての学校が児童生徒のプライバシー保護を重視して実施しており、質問項目の見直しについても、ほぼ全ての学校が実施している。さらに、アクション7のWEBQUの活用では、校内研修の実施、アセスメントシート等を活用した分析、実際の指導や支援への活用のいずれも実施率は100%となっている。
- ・一方で、課題も見られる。アクション8の児童会・生徒会等、子供たちが主体となって企画・運営するいじめ防止活動の実施は8割程度、人権擁護委員や本協議会の構成員等を道徳の授業に講師として招く取組は3割弱であった。子供たち自身がいじめを自分事として捉え、人権意識を高めるため、子供主体の取組や外部の方との関わりを更に充実させる必要がある。
- ・本年度も、4月の定例校長会議で、各校に「学校いじめ防止基本方針」の作成と見直しを依頼した。保護者への配付やホームページへの掲載に加え、児童生徒や保護者への丁寧な周知、校内研修やPDCAサイクルによる検証、スクールカウンセラー等を位置付けたいじめ対策委員会の運営など、学校が組織的に取り組むよう依頼した。
- ・今後も「いじめ見逃しゼロ」を目指し、生活アンケートやWEBQU等を活用した早期発見、被害を受けた子供と保護者に寄り添った初期対応と継続支援に努めていく。あわせて、本年度も「未然防止」を重点事項とし、「発達支持的生徒指導」を日常の教育活動の中核に据えている。日頃から、子供の自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の機会、安全・安心な風土を学校生活の中で保障していくことにより、子供同士が互いを尊重し、安心して過ごせる学級・学校の基盤が整う。その結果、いじめの背景となりやすい「孤立」「不安」「関係のゆがみ」を小さくし、いじめが起こりにくい集団づくりにつながると考えている。

そのためにも、確かな児童生徒理解と教師との信頼関係を基盤に、一人一人の背景や特性に応じた個別支援を進めるとともに、学校生活の大半を占める授業において、子供たちが「分かる」「できる」と実感し、達成感や満足感を味わえるよう、「生徒指導と学習指導の一体化」を一層推進していく。

② 生徒指導主事会、生徒指導主任会について【田中 友二郎（事務局）】

- ・今年度も1学期間に1回の生徒指導主任会、月に1回の生徒指導主事会を行い、岡崎市内の小中学校における生徒指導に関わる問題の対応についての情報共有に努めている。また、子供の間で発生している SNS トラブルについては、岡崎警察署と連携しながら、適切な対応や未然防止の方法について検討している。
- ・生徒指導主事会においては、SNS トラブル、リストカットやオーバードーズといった自傷行為、他市町、他校とのつながりの中での家出や喫煙、飲酒といった触法行為など、さまざまな問題行動についての報告があった。その行動の裏にいじめの問題が潜んでいないか注視していく必要がある。
- ・校内におけるいじめ問題への対策については、各学校が掲げる「いじめ防止基本方針」の中に、昨年度の反省点を踏まえた手だてを加えることや、未然防止のための取組に注力するよう呼び掛けている。どの学校も生活アンケートの活用や WEBQU の活用をより充実させることで、より確かな子供理解を図り、いじめ問題の迅速な把握に努めている。
- ・各学校で起こる SNS トラブルは、低年齢化、生成 AI の悪用や闇バイトといった新しい非行、自画撮り、セクストーションといった性被害が懸念されている。誹謗中傷など、SNS を起因としたいじめの問題に関する対応については、子供に SOS の出し方について適切に伝えるとともに、今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携を図りながら、さまざまな心の問題を抱えている児童生徒の支援に努めていく。

③ 岡崎市こども部こども家庭センターの取組について【野々山 浩司 委員】

- ・令和7年度より、岡崎市こども部こども家庭センターが組織された。げんき館で行っていた母子保健機能に関する業務と、家庭児童課が担っていた児童福祉に関する業務を1か所に集めることで、一体的かつ迅速な相談体制を構築することを目的としている。
- ・今年度4月初旬より各学校を訪問し、業務の説明や情報共有の依頼をしている。実際にその場で相談を受け、すぐに対応するような事案もあった。
- ・こども家庭センターとして直接的にいじめ問題を扱うということはないが、子供たちの健全育成を目指すという点においては、学校教育と重なる部分も大きい。子供たちの健やかな成長を願い、子供たちにとってのよりよい環境を整えていきたいと考えている。今後も、ぜひ協力体制を構築していきたい。

④ 岡崎市教育研究所での対応について【三浦 敦子 委員】

- ・相談件数は減少傾向にある。
- ・人間関係や学校生活に対する不安、SNS に関するトラブル等、様々な相談対応を行っている。
- ・アドバイザーとして子供の状態を丁寧に聴き取りながら、的確なアドバイスができるよう努めている。
- ・いじめに関することなど、すぐに動かなければならないと判断した事案については、教育委員会と連携しながら対応していく。

〈各関係機関から〉

⑤ 法務局の取組について 【溝口 孝 委員】

- ・法務局には、人権の理解を深めてもらうための人権啓発、人権問題に関する相談を受けて解消に向けて取り組む人権相談、人権侵害の疑いがあれば人権侵犯事件として調査、救済するという3つの業務がある。
- ・これらの業務は、法務大臣から委嘱された、全国で約1万4000人の人権擁護委員と協力して行っている。本市では、21名の人権擁護委員とともに活動している。
- ・人権啓発の活動として、豊かな人権思想を育んでもらうための人権教室を行っている。これに関し、岡崎支局では講演会、紙芝居などを行っている。
- ・人権相談として、電話による相談（こどもの人権110番）、インターネットによる相談（こどもの人権SOS eメール・LINEじんけん相談）、手紙による相談（こどもの人権SOSミニレター）という3つの窓口を設置している。
- ・ミニレターについては、平成18年から行っており、今年で21回目となる。本市では毎年6月に全児童生徒に配布している。また、昨年度からはこどもの家にも配布している。
- ・法務局では、人権啓発活動やいじめを起こさせない予防的事業と併せて、いじめなどの事案があれば解消の手伝いをする相談体制を構築している。

⑥ 人権擁護委員協議会の取組について 【金原 孝典 委員】

- ・5月5日に中央総合公園のファミリーフェスタにて、人権ぬりえブースを出展した。会場の一角には、昨年12月に行われた人権を理解する作品コンクールにて県表彰された岡崎市や幸田町の児童生徒のポスター、書道作品、標語を展示した。365名の子供たちにぬり絵をしてもらい、ラミネート加工して渡した。ぬり絵の裏面には、子供110番の案内と、令和7年度の作品コンクールの標語の部において県表彰された岡崎市内の児童生徒の作品が印刷されている。啓発物品の配布数から240組ほどの家族に来ていただいた。
- ・岡崎協議会にて令和7年度の人権を理解する作品コンクールと全国中学生作文コンクールの優秀作品集とDVDを制作して、6月の初めには全ての小中学校に作品集を、そして全ての中学校にDVDを配布した。DVDの収録の作文は、表彰された生徒自身の声で録音をしていただいている。耳の不自由な方にも理解できるように字幕を付けている。
- ・SOS ミニレターの返信を速やかに行えるように体制を整えて準備をしている。また、全ての中学校に令和7年度全国中学生作文コンクールの応募依頼をした。昨年度は572編の応募をいただいた。今年も多くの作品の応募を期待している。
- ・6月1日は、人権擁護委員法が昭和24年に成立した記念日、人権擁護委員の日になる。後日になるが、シビックセンター壁面に、「差別や偏見を 思いやりやエールに！」と書かれた懸垂幕を掲示する予定である。
- ・小中学校へ直接出向いて行う啓発活動は、主に秋口から来年の春を中心に行う予定でいる。いじめ防止はもちろんのこと、差別や偏見をなくしていけるような活動を今後も行っていく。

⑦ 岡崎警察署の取組について 【水野 恒俊 委員】

- ・SNSトラブルの低年齢化、わいせつ事案の増加が懸念されている。
- ・警察としては検挙ばかりではなく、抑止にも力を入れていかなければいけないと考えている。
- ・令和6年度から、情報モラルを高めることを目的として警察本部が取り組んで

いる、「サポ戦救援隊」という事業がある。さらに昨年度から小学生向けの、「アカデミー」というものが始まり、小学生を対象とした情報モラル向上のための事業が行われている。岡崎市内では、昨年は小学校 16 校、中学校 3 校が実施。今年度もすでに申し込みをさせていただいている学校もある。

- ・岡崎警察署としても、昨年 10 校ほどの学校で情報モラル教室を行っている。
- ・子供たちへの情報モラル教室も大切であるが、端末機を管理する立場にある保護者向けの講話の機会も今後は重要になってくる。昨年度は 4 校で保護者向けの講話をさせていただくことができた。
- ・「アイチポリス」というアプリの導入について小中学校にパンフレットを配付させていただいた。このアプリは、位置情報だけでなく、いじめや悩みなどについて相談できる機能もある。今後も推進していきたい。

⑧ 西三河教育事務所 家庭教育コーディネーターの取組について【若山 敏美 委員】

- ・県の家庭教育コーディネーターの仕事は、家庭教育上の問題や学校生活への不適応などで不登校になっている児童生徒に関する相談や助言を行っている。主に家庭訪問による相談が基本だが、電話や LINE 等の通信手段による相談を併用している。保護者や学校が困り感や必要感をもった時に、気軽に相談いただけるように努めている。
- ・ホームフレンドの活動も、効果的な支援の一つである。ホームフレンドというのは、教育や福祉に志をもっている大学生が県で採用されて、一緒に訪問する活動である。昨年度は令和 6 年度に比べて 40 回ほど活動が増えた。
- ・西三河地区では、家庭教育コーディネーターの訪問回数としても、家庭訪問が 60 件ぐらい増えている。家庭訪問の増加だけではなく、校内教育支援センターへの訪問も含めた小学校や中学校への訪問も 200 件ぐらい増えている。学校との連携が図られていると捉えることができる。また、多様な子供たちへの支援に尽力している学校現場の状況もよく分かった。
- ・相談内容によっては家庭教育コーディネーターではなく、教育相談センターの登校支援員の方に対応してもらうこともある。
- ・学校や教育委員会、教育相談センターなどと情報共有しながら、よりよい支援に努めていきたいと考えている。
- ・親の育ち家庭教育研修会というのを実施している。岡崎市においては 6 月に幼稚園で実施をする。家庭の安定が子供の安心につながるという考えの下、より充実した研修会になるよう検討を重ねている。

(3) 意見交換

【増野 隆 係長より質問】

○教育委員会としては、発達支持的生徒指導に焦点を当てている。以前は、生徒指導といえば課題発生後の対応をイメージする人が多かったかもしれないが、今は普段の教育活動において、子供たちの成長を支えるために何ができるのかということを大切にしている。そこで、学校が発達支持的生徒指導を行うにあたり、「こんな活動をするとういのはいいのではないか」ということがあれば、それぞれのお立場から御意見をいただきたい。

【溝口 孝 委員の意見】

- 中学生が書いた人権の作文は、大変感動する内容のものがある。朝の会などで、読む機会を確保していただけると、少しずつではあるが子供たちの人権感覚を高めることにつながるのではないかと。相手の存在を大切に思えるようになったり、相手を思いやる気持ちが高まったりするのではないかと。

【高橋 遼 主事より質問】

- 犯罪行為や触法行為をしてしまう子供たちの状況や様子が昔と比べて変わってきているという印象はあるか。

【水野 恒俊 委員の回答】

- 少年係としては、子供たちの再犯防止がいちばん大事になってくる。そのための子供たちとの関係性づくりが昔と比べて難しくなっているのではないかと感じる。子供たちの警察に対する見方も変わってきているのかもしれない。警察に頼らなくても SNS で解決できてしまうので、そのあたりの関係性も変わってきているのではないか。

【板倉 眞介 委員の意見】

- 「関係性」ということに関わり、困ったときに話を聞いてもらおうと思って、自分から相談できる相手がいるということに大きな価値があると思っている。

【三浦 敦子 委員の意見】

- 最近では、子供自身からの相談も増加傾向にある。今後も、相談者に寄り添った丁寧な対応に努めたい。

【板倉 眞介 委員の意見】

- LINE をはじめとした SNS という存在がいじめを見えにくくしている。そのような中でも、子供自身が誰かに相談をし、話を聞いてもらうことができるということは大きい。様々な相談機関があることによって、救われる子供がいる。

【三浦 敦子 委員の意見】

- グループ LINE でのトラブルは看過できないものである。短い言葉や文字だけのやりとりにより誤解が生じたり、小さなトラブルがその他大勢を巻き込んだりして、これがいじめのきっかけになることもあるのではないかと思う。

【小林 憲 委員の意見】

- グループ LINE 上であると、主流の意見に対して「少し違う」と思っている子供がいたとしても、「それは違うよ」と発信するのは大きな抵抗があると思われる。そのため、その主流の意見に合わせて、「そうだよね」と、思ってもいないことを言わなければならない状況も生まれてしまうのではないか。このようなやりとりは、子供の心に闇をつくっていくことにつながってしまう。

【三浦 敦子 委員の意見】

- はじめは当事者 2 人だけの問題だったのが、あまりに広がってしまって收拾がつかない状況になってしまうこともある。学校の対応としても、実際の状況を確かに把握するために、組織的な初期対応が求められていると感じている。

【板倉 眞介 委員の意見】

- 情報モラル教室も、改めてより丁寧にやっていかなければならない。また、低学年のうちから子供の実態にあった情報モラル教室にしていかなければならない。数年前における、小学校低学年の子供に対する情報モラル教室と、今の低学年の子供に対する情報モラル教室では、当然内容も変わるべきだと思う。

【小林 憲 委員より質問】

- 小学生の犯罪被害について教えていただきたい。

【水野 恒俊 委員の回答】

- 子供に対する犯罪はかなり多い。被害者もどんどん低年齢化している。小学生もスマホを持っていることの影響もあるかもしれないが、小学生が犯罪に巻き込まれることが多くなっている。